

(法第10条第1項第5号)

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人 桜を守り育てる会

1 設立の趣旨

北広島市には、今や多くの桜が市民等の手で植えられていて、毎年市民の目を楽しませるようになってきました。しかし、桜の樹の寿命は数100年から1000年を超えるものもあると言われながら、園芸品種は100年前後と短いものが一般的です。特に、桜は成長するにつれて枝が密集、触れあったりするところから病気が発生しやすく、また徒長枝が伸び、樹そのものの力を失わせたりします。

特に馴染み深いソメイヨシノは、20年程度で樹の横の広がりが20メートルを超える成長の早さから短期間で名所が作れる、花卉が5枚一重なのでボリュームがあっで見栄えがする、苗木が安いなどから全国に広がった経緯がありますが、樹齢50年を超えると折れた枝や枝の切り口から幹を腐らせる菌が侵入しやすく60年で寿命を迎えてしまうとも言われています。そのため、適正な剪定や管理が特に必要な樹種でもあります。

北広島市に、桜は増え、また今後も増えていくことが予想されますが、剪定や管理が行き届かず放置されている樹が多く見受けられます。

そこで、地域の美しい桜を長く次世代にも残していくため、適切な管理を行い、剪定などを中心に技術を学ぶ人や組織の存在も重要と考え、「非営利活動法人 桜を守り育てる会」の設立に至ったものです。

2 申請に至るまでの経緯

私は、長らく長沼にて桜を守り育てる活動に取り組んできましたが、居を北広島市に移したことを契機に、個人的に市内の各所で剪定を行ってきました。その中で個人で取り組むことの限界を感じましたが、現在、市内の桜関連の団体とも協力しながら活動を始めています。

この度は、より活動が継続的な取り組みとなるよう法人化して、信頼性のある正式な団体として北広島での活動の向上と充実を図り健全な活動と振興と発展を支えていく組織として、「特定非営利活動法人 桜を守り育てる会」として設立を申請するに至りました。

2025年5月7日

特定非営利活動法人 桜を守り育てる会

設立代表者 北広島市朝日町4丁目1番地16

佐藤 昇